

第 23 回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー
愛媛県ブース出展者募集要項

1 開催概要

- (1) 開催期間 令和3年7月7日(水)～7月9日(金) 3日間
- (2) 開催場所 東京国際展示場 東京ビッグサイト 青海展示棟
(東京都江東区青海 1-2-33)
- (3) 主催者 一般社団法人 大日本水産会

2 募集内容

- (1) 募集数 25 事業者程度
※ 1 小間 W2.0m×D2.0m×H2.7m (予定)
- (2) 出展対象 愛媛県内に主たる所在地又は製造事業所を有する水産物の生産・加工販売事業者であって、令和2年7月以前から継続的に愛媛県産の水産物を取り扱っている者

(3) 出展条件

- ① 愛媛県ブースでの出展が可能であること。
各出展者の出展ブースの運営(準備及び撤去を含む)は、出展者で行っていただきます。
また、期間中、1名以上のスタッフを常駐いただきます。
- ② 愛媛県産の水産物又はその加工品を出展できること。
愛媛県産以外の水産物又はその加工品を出展することも可能ですが、愛媛県産の商品を必ず1品以上出展いただきます。
なお、愛媛県産水産物の加工品には、主たる原材料が愛媛県産であるものを含みます。
- ③ 出展に係る必要経費を負担できること。
ブースの基本費用は愛媛県が負担しますが、その他の費用については、各出展者に負担いただきます。

【愛媛県が負担して用意するもの】

- ・ 愛媛県ブースの出展料金
- ・ ブースの基本造作及び共通装飾(社名板を含む)
- ・ 試食用手洗い設備(一式) 共用
- ・ 食品ストッカー(冷蔵・冷凍) 共用

【出展者が負担する費用】※下記金額は税抜き

- ・ 出展者負担金(100,000円)
- ・ 出展小間で使用する備品のレンタル料(テーブル、椅子、陳列ケース等)
- ・ 電気工事費及び電気代等(100V電源使用で約15,000円)
- ・ 出展者の交通費、宿泊費
- ・ 出展商品に係る費用(サンプル費用、送料等)
- ・ その他、各出展者が独自に行う営業等に必要な費用

- ④ 愛媛県が実施する出展者アンケート等(事後の成約状況調査を含む)に回答いただけること。
- ⑤ 県税等の未納がないこと。
- ⑥ 県その他行政機関から行政指導等を受けている場合、出展申込書提出又は応募期限のいずれか早い日までに、改善がなされていること。
- ⑦ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

(4) 応募方法

- ① 応募期限 令和3年4月23日(金)17:00必着
- ② 応募方法 別紙「出展申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、郵送又は持参により提出してください。FAX、メールでの提出は不可とします。
- ③ 提出先 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
愛媛県農林水産部水産局漁政課 企画流通係

(5) 出展者の決定等

① 出展者の決定

上記2募集内容(3)出展条件並びに次の事項を考慮して愛媛県で出展の可否決定をいたします。なお、決定結果についての異議申し立ては認めない。

- ・ 出展商品のバランス
※原魚、一次加工品、二次加工品のバランスや魚種、加工方法のバリエーション等。
- ・ 出展商品の商品力
※新商品、独自性の高い商品、他の商品との差別化が明確な商品などを優先します。
- ・ 愛媛県産水産物の取扱い状況
※愛媛県産水産物(加工品を含む)の取扱いが多い事業者を優先します。
- ・ 過去の販売実績と流通販売力
- ・ 事業者としての信頼性
- ・ 出展に係る他団体からの補助等の有無
※他の団体からの補助を受けない事業者を優先します。

② 愛媛県ブースでの配置の決定

愛媛県ブース内での各出展者の配置については、出展商品のバランスなどを考慮して愛媛県で決定いたします。

③ 出展小間数

愛媛県ブース内での出展小間数は、各出展者原則1小間です。

ただし、出展商品の数などから、2小間以上のスペースが必要な場合には、追加分の費用(出展料、基本造作費、共通装飾費を含む。)を出展者に実費負担いただき、小間数を増やすことができます。

2小間以上の使用を希望する場合には、申込書に希望小間数を記載してください。

【問合せ先】

愛媛県農林水産部水産局漁政課 企画流通係 武田、前原

電話 089-912-2606

E-mail takeda-yasushi@pref.ehime.lg.jp